

# ジェンダー、移民、NGO——シンガポールの政治変動

田村慶子

## はじめに

東南アジアの小さな都市国家シンガポールの社会は、近年少しずつ変わり始めている。数年前までのシンガポールの「代名詞」は、与党人民行動党（People's Action Party：PAP）の権威主義的な一党支配下での急激な経済成長と、抑圧された市民社会だったと言つても過言ではないだろう。初代首相リー・クアンユー（Lee Kuan Yew、一九九〇年まで首相、その後も上級相、顧問相として二〇一一年五月まで内閣に留まり、大きな影響力を行使した）は、「我々は何が正しいのか決める。国民がどう思うのか気にする必要はない」（The Straits Times, 以下ST, 1987. 4. 20）と豪

PAPの得票率を史上最低にまで下落させ、首相に政策の誤りを謝罪させるなどの変化は、何によつてもたらされたのか。本稿では、長い間沈黙してきた市民社会の活発化に注目して、シンガポールの政治変動を論じてみたい。

## I 低調なNGO活動

シンガポールでは国民がPAPの権威主義的な統治に反対したり、言論の自由などの民主化を求めて組織的な運動を起こしたという歴史は、いまだほとんど皆無である。経済発展とそれによる豊かさの実現は、自由民主主義を不可避免にもたらすものではない」とを、この国の事例は物語つていい。では、市民社会はなぜ沈黙してきたのだろうか。

### 1 「恐れの文化」

市民社会が沈黙してきた最大の要因は、政府与党が国民の政治活動を徹底的に規制し、管理してきたからである。それはこの国のNGOに対する規制に顕著にあらわれている。シンガポールの憲法は国民の集会や結社の自由を保障しているものの、社会団体法によって一〇人以上のメンバーを有する団体には登録が義務づけられ、登録官は団体が治安

語し、常にPAPは正しく、そのPAP一党支配ゆえにシンガポールの安定と繁栄が達成されたことを誇ってきた。実際、PAPは一九六八年から八一年まで国会の全議席を占め、経済発展と社会の「安定」の実績によって、「PAPは Peace and Prosperity」と自らを誇り、八〇年代から九〇年代は一時支持率を落としたものの、一九九一年総選挙では七五・三%まで支持率を回復させていた。

だが、二〇一一年五月の総選挙での支持率は独立後最低の六〇・一%となり、野党はこれまでで最高の六議席（全八七議席）を獲得した。選挙戦終盤に与党の苦戦が伝えられる中、リー初代首相の長男リー・シェンロン（Lee Hsien Loong）現首相が、近年の与党の政策の誤りを認め謝罪するという、前代未聞の出来事まで起つた（田村二〇一三：四五）。

を乱したり、当初の目的から逸脱する行為を行つているとみなした場合は、登録を取り消す権利を持つている。さらに、団体には毎年の活動と財政報告が義務付けられている。もっとも、国民の間には社会福祉活動への関心は高まりつつあり、一九八〇年代から奉仕活動を行うNGOは増えた。しかし、行政の監視や政府に対するアドボカシー活動をするNGOはまれであった。権威主義的な統治の下で個人の自由な政治活動は極端に制限されてきただけでなく、政府は政党という公認の政治組織以外の団体が政治活動をすることに寛容ではないからである。「公の政策はすべて政府の管轄である。国民の生活に何の答えも出せない者の領域ではない」という理由で、各種団体だけでなく著名人の政治的な発言も厳しくチェックされている（田村二〇〇四・二二九一一三一）。

このような徹底的な規制に加えて、一九八七年に治安維持法（「危険分子」を無期限に拘束・逮捕できる）によって二人の人々が逮捕されたことは、市民社会を完全に萎えさせた。逮捕されたのは、未熟練外国人労働者のために人権救済センターを設立して、労働者の法律相談に応じたり、英語を教えたりしていた教会関係者や弁護士であったが、政府は彼らが「マルクス主義的国家転覆計画」を実行していると断定し、活動の拠点となつていたカトリック教会は閉鎖、外国人宣教師は追放された（田村二〇〇二：一

二二一）。治安維持法によつて、一九六〇年代と七〇年代は多くの「共産主義者」が拘束されたが、「共産主義」とは無関係の人権活動家や弁護士が拘束・逮捕されるというこの事件によつて、「恐れの文化」が社会に根付き、国民を政治から遠ざけることになつたと言われる（Yao 2007）。

## 2 政治システムに恭順な人々

表は二〇一一年のシンガポール人（一五歳以上）の職業分布、およびそれぞれの分布の中で月収が五〇〇〇シンガポールドル（Sドル）を超える比率を示している。全シンガポール人労働者の平均月収が約三〇〇〇Sドルであるから、経営・管理職や専門・技術職の所得がいかに高いかがうかがえる。

このような人々は、政府が一九七九年から開始した産業構造の高度化政策によつて生成された。それまでの労働集約的な低付加価値産業をシンガポールから撤退させ、資本・知識集約的な高付加価値産業を誘致したのである。この経済政策の転換に伴つて熟練労働者の育成が図られ、高等教育機関は毎年大幅に拡充された。大学とポリテクニック（高等専門学校）など高等教育機関修了者は、一九九〇年の一五%から二〇一一年の四六・五%（Singapore Yearbook of Statistics 各年版）へと急増した。高等教育機関は毎年大幅に拡充された。大学とポリテクニック（高等専門学校）など高等教育機関修了者は、一九九〇年の一五%から二〇一一年の四六・五%（Singapore Yearbook of Statistics 各年版）へと急増した。高等教育機

また、国民の八二%は政府公團に住んでいるが、月収約一万Sドル以上の高額所得者は公團に住むことができないため、コンドミニアムや一戸建てを購入する。高額所得者の増加によつて、豪華な邸宅や最新のデザインのコンドミニアムの売り上げは好調である。

豊かになつた人々の圧倒的多数は、個人の努力で高い学歴を得て、専門職、政府系や外資系企業の管理職、高級官僚になれば、高額所得が約束され、豪華な住宅に住めるのだから、政府与党の統治も悪くないと考えている。PAPは廃止された。

AWAREの活動は、その目的が達成されるための独自の調査・研究活動から、女性の社会教育、職業訓練、セミナーや講演会の主催、電話相談など多岐にわたり、それは機関誌（AWARENess）で紹介される。AWAREが大きな注目を集めたのは、政府の女性差別的政策に対し、綿密な調査に基づくデータを提示しながら反対の陣を張り、政策の転換を迫つたからである。

たとえば、当時、「家長の男性が家族を養うのがアジアの伝統」であるとして、女性公務員の扶養家族は免税措置や医療費優遇が受けられず、シンガポール人女性と結婚した外国人夫や子どもの市民権取得はほとんど不可能（その逆は自動的に認められていた）、また、「女性は結婚すると仕事を辞める」という理由で、シンガポール国立大学医学部の女性入学者比率は低く抑えられていた。AWAREは、一九九五年の機関誌に「アジアの伝統的家族とは何か」という特集を行い、移民社会であったシンガポールでは男性どうしの「結婚」が稀ではなかつたことや、長い間核家族が一般的であったことをあげて、「政府がいうアジアの伝統とは決してアジア固有のものではない」と反論

表 職業分布と高額所得者の割合  
(2011年)

職業	人口比率 (%)	月収5000Sドル 以上(%)
経営・管理	17.8	62.8
専門・技術	34.4	30.8
事務・販売	24.6	2.3
生産工程	12.7	1.7
清掃関連他	10.8	0.4

（出所）Report of Economic Survey of Singapore 2011より算出。

[http://www.mom.gov.sg/Documents/statistics-publications/manpower-supply/report-labour-2011/mrsd\\_2011LabourForce.pdf](http://www.mom.gov.sg/Documents/statistics-publications/manpower-supply/report-labour-2011/mrsd_2011LabourForce.pdf) (2012年6月20日参照)

し、外国人夫の市民権が認められないために国外に去る女性が後を絶たないこと、ほとんどの女性医師が結婚後も仕事を続いているというデータを示して、シンガポール国立大学医学部の女性入学者クオータ制を批判した（AWARENESS, May 1995）。さらに、深刻な家庭内暴力の事例を示し、政府がもつとの問題に目を向けるよう迫った（AWARENESS, May 1993）。

AWAREは一九八〇年代後半から九〇年代を通してほぼ唯一活発な活動を行ったNGOで、国内はもちろん国際的な評価もとても高い。政府がAWAREの活動を容認したのは、シンガポールが抑圧的な政治を行っているのではなく、「証拠」を世界に示すことができるからであつたろう。もっとも、AWAREは自由に活動できたわけでは決してなく、一九八七年の「マルクス主義的国家転覆計画」容疑の逮捕者のなかにはAWARE会員が三人含まれていたし、当時の中心メンバーは、「誰かに尾行され、電話は盗聴されているようだつた」、また家庭内暴力問題を提起したときには、「シンガポールのイメージを悪くし、観光客を遠ざける」という理由で政府に自重を求められた、と回想している（Singam 2013: 183, 188）。活動は、政治的発言を避けて「政府が許容できるギリギリの範囲」<sup>\*1</sup>で行われざるをえなかつた。

ただ、一九九〇年代になると、政府はAWAREの活動

を容認するだけでなく、その要求を受け入れて次々と政策転換を行うようになった。それは、ジェンダー問題に関する国際的な関心の高まりによつて、シンガポール政府は女性差別的な政策を変更せざるをえなくなつたこと、また、労働力の不足によつて既婚女性の労働力化を進める必要に迫られたためである。政府はAWARE会長や会長経験者を任命議員として国会に招請するようになつた。任命議員とは、優秀な人物を社会各層から広く確保するために、国会が議員を直接指名するという制度で、任期は二年（再任あり）、人數は六名以内（一九九〇年には九名に増加）である。ただ、任命議員には憲法改正や予算案に対する投票権はない。任命議員となつたAWARE会長経験者は、男性議員からの野次や嘲笑をものともせず、「野党以上の迫力で政府に迫つた」（Asiaweek, 1996. 12. 13）と言われている。

外国人夫の市民権やシンガポール国立大学医学部女性入学者クオータ制、女性公務員の扶養家族問題の解決に加えて、AWAREの要求によつてそれまでは女子学生のみが必修であった小中学校の家庭科が男女共通科目となつた。

## 2 TWC2——外国人家事労働者の権利獲得

一九九〇三年、外国人家事労働者（すべて女性）の待遇改

善、法的保護、社会福祉施設の充実と男女の性的役割分担意識を変える」とで、家事労働者に依存しない社会を創ることを掲げたNGOとして、TWC2（Transient Workers Count 2）が結成された。外国人労働者問題は、一九八七年以来一五年ぶりで市民社会の議題になつたのである。TWC2は一九九九年に、市民社会を考える討論グループTWC（The Working Committee of Civil Society）に集つた人々によって結成され、その精神を引き継ぐといふ意味で2を付けた（Gee & Ho 2006）。なお、AWAREが女性NGOであるにもかかわらず、外国人家事労働者の問題に消極的であったのは、八七年の「記憶」と、AWARE会員の多くが家事労働者の雇用主でもあつたために、会員内部の対立を避けるためであつた（Tan 2007: 205）。

シンガポールでは当時約一五万人の家事労働者が働いていたが、仕事の内容は各家庭によつて異なるという理由で雇用法は適用されず、仕事や時間、賃金などは雇用主と個別に契約を結んでいた。さらに「住み込み」が原則で、食事や医療費など家事労働者の生活にかかるところすべては雇用主が提供するため、彼女らの立場は弱い。このような状況は身体的・性的虐待を生みやすくし、二〇〇一年で「九日に一件の割合で虐待が起こつてゐる」（ST, 2002. 7. 27）と報告されていた。

TWC2は、雇用主と家事労働者のよりよい関係構築を

めざすための小冊子の作成、家事労働者や斡旋業者、政府関係者を招いてのセミナーや討論会の開催に加えて、「日曜を休日に」を掲げたキャンペーンや啓発活動を、AWAREなどいくつかの女性団体と協力して行つた。さらに、家事労働者の仕事や賃金に最低基準を設けることを盛り込んだ「家事労働者法」草案を発表するなどして、大きな注目を集めた（田村二〇〇八：二六一—二六二）。

政府はTWC2のNGOとしての登録許可審査に一年余もかけるなど、当初はTWC2の活動を警戒していたようであつたが、TWC2が設けた外国人労働者緊急ホットラインに政府系財團が補助金を出すなどその活動に協力はじめ、さらに斡旋業者への監視や、雇用主にオリエンテーション受講を義務付けるという、TWC2がこれまで要求してきたことを取り入れた。政府のこのような協力的な姿勢は、TWC2の活動が国民に高く評価されたことに加えて、家事労働者の待遇改善を送り出し国が強く要求するようになり、待遇の問題は国際問題になりうること、最大の送り出し国インドネシアで順調な経済発展が続いて雇用機会が改善されているために、家事労働者を確保できなくなる可能性が出てきたためである。二〇〇六年には家事労働者と雇用主の契約には最低基準を設けることになり、休日や長期休暇を与えることなどが決定した。

### III 政治変動のきざし

#### 1 政治意識の変化

変革を求めて立ち上がったAWAREやTWC2の活動は市民社会を刺激し、わずかに残っていた干渴の保全活動を行つて注目された自然保護団体ネーチャー・ソサイエティなど、他のNGOを生み出す原動力となつた。では、これらNGOの活発な活動は国民一般の政治意識を変えたのだろうか。

政府のシンクタンクである政策研究所は、有権者（二十二歳以上）一〇九二人を対象に二〇一〇年七月から一〇月にかけて政治意識に関する調査を行い、その結果を翌二〇一一年五月末に公表した（Tan et al. 2011）。研究所の研究員と社会学者が民間の調査会社の協力を得て行つたこの調査は、世代別・教育程度別の政治意識について興味深い結果を示した。

まず、「言論の自由よりも経済発展を優先する」という項目に「強く賛成・賛成」と答えたのは、調査対象者全体で七〇・一%に上るもの、二一～三九歳で「強く賛成・

システムに恭順な人々がいまだに多数であることを示していよう。

#### 2 二〇一一年五月総選挙

独立以来一一回目となる二〇一一年五月の総選挙では、冒頭で述べたようにPAPの得票率は史上最低の六〇・一%となり、野党はこれまで最高の六議席を獲得した。得票率が六〇%余であつても議席のほとんどを獲得できるのは、与党有利の選挙制度ゆえである。

選挙区は一人区とグループ選挙区（Group Representation Constituency: GRC）によつて構成される。与党有利となるのは、前回選挙で野党の得票が伸びた区は次回選挙の選挙区割りでたびたび統合・分割されてしまうこと、さらには、華人に偏つていた国會議員の民族比率を正のために導入されたGRCである。GRCとは、数人が一つのチームを作つて立候補し、有権者はそのチームに投票する。一つのチームには必ずマイノリティのインド系やマレー系を入れなければならぬ。ただ、政府与党は各チームに必ず現職の大臣を入れ、大臣が選挙運動の中心を担うという戦術を取る。こうすれば、有権者は名前を知っている大臣のチームに投票すると予想されるからである。さらに、ただでさえ人材の乏しい野党は多くの候補者をそろえるのが大

賛成したのは六一・三%、六〇歳以上では七五・三%と、若い層の方が比較的言論の自由を重んじていることが分かる。さらに、高等教育を受けた層の方が言論の自由を重んじている。また、対象者全体の七三・二%が「自分の考えで政府を動かせる強い指導者が必要」という項目に、「強く賛成・賛成」と答えた。ただ、これを年齢別に見ると、若い層ほど「強く賛成・賛成」する比率は下がり、二一～三九歳では六六・七%であった。

一方、「公然と政府を批判する自由がもつと与えられるべき」という項目に対しても、全体の五〇・一%が「強く賛成・賛成」し、「政府のマスメディアへの規制は強すぎる」「マスメディアの政治や政党、選挙の報道は偏向している」という項目には、それぞれ五六・二%、四八%が「強く賛成・賛成」している。

この調査結果からは、若い層および高い教育を受けた層の方が言論の自由を重んじ、PAPの権威主義的な統治よりも民主主義的な政治を求めていること、またこの層を含めて全体の半数が言論空間の拡大を求めていることが分かる。「我々は何が正しいのか決める。国民がどう思うのか気にする必要はない」というリーダー元首相の考えに反発する人々が確実に増えていると言えよう。ただ、年齢や教育程度に関係なく、調査対象者の半分以上が言論の自由よりも経済発展を優先し、強い指導者を求めていることは、政治

変で、GRC区のいくつかは常に与党の不戦勝になる。GRCは一九八八年には三人チーム区が一三設けられただけであったが、総選挙のたびに増加し、二〇一一年では四人チーム区二、五人チーム区一、六人チーム区二となり、GRCだけで七五議席であった。

しかし二〇一一年総選挙では、PAPは初めてGRC五人チーム区で敗北して一挙に五議席を失つた（野党はこのGRC区と一人区一議席を獲得）。統いて、二〇一三年七月の補欠選挙でも、PAPは敗北、野党の議席は七となりた。PAPの低落傾向は明らかである。

二〇一一年総選挙の大きな争点の一つが外国人問題であつたことも、若い有権者に野党を選択させた理由であつた。二〇〇二年からの一〇年間で、外国人（労働者とその家族、留学生や研修生）は七五万四〇〇〇人から一二五万人に急増、人口に占める外国人の割合は二〇一二年には二八%にまで達した。以前はシンガポール人とはあまり競合しない肉体労働者やTWC2が支援の対象とした家事労働者、一部の高度技能者が中心であったが、二〇〇四年から中級技術者やサービス産業の中間管理職従事者をはじめとして、あらゆるレベルの外国人を受け入れるようになり、雇用をめぐつてシンガポール人と競合が増えた。同時に、外国人も永住権を持てば中古の公団を購入できるため、公団が不足してその価格が上がり、また民間のコンドミニア

ムや一戸建て価格も高騰した。土地が狭く、娯楽の少ないシンガポールでは、多くの国民の夢はコンドミニアムや一戸建てに住むことであるが、これらが高額所得者以外の一般国民には手が届かないような価格になつたのである。

総選挙の特色は、第一に、二十一～三四歳の有権者が全体の二五%を超えるという若い有権者が多かつたこと、第二では普段は報道されない野党の動向が大々的にニューメディアを通して流れしたことであろう。シンガポールが貧しかった時代を知らず、高い教育を受けて（二〇一一年の統計によれば、二五～三四歳の八八%が中等教育修了以上の学歴を持つ）ニューメディアを自在に操れる彼ら・彼らのなかには、政策研究所の政治意識調査が示したように、言論の自由を重んじ、PAPの権威主義的な統治よりも民主主義的な政治を求めた者も多かつたはずである。また、これから結婚して家庭を持とうという若い有権者には、外国人との熾烈な競争いや不動産価格の高騰は深刻な問題である。高い教育を受けてもそれに見合う職や住宅が見つからないことへの不満と焦りは、政府与党への批判票となつた。第三には、それを実現するために、多くの高い学歴と高い社会的地位を持つ、これまでならPAPから立候補したような「華やかな」人々が野党候補者として選挙に立つた運動が起つた。総選挙後の注目すべき動きを述べたい。

### 土地収用法への異議申し立て

#### ——ブキット・ブラウン墓地保存運動

土地収用法とは、政府が公共公益目的の事業に必要な土地を容易に取得し、立ち退きに伴う補償額も政府が定めるなどを可能にした法律で、権威主義的統治の根幹をなす重要な法と言える。住民は政府の土地収用の決定に異議を唱えることは不可能で、収用の補償額のみ裁判に持ち込むことができる（一審のみ）とされた。この強制的な土地収用によって、国有地は一九六八年の二六・一%から二〇一二年には八七%になつたと推定され、工業地帯や公団の建設が短期間に進んだ。人々は住み慣れた場所から公団へ、さらに政府が公団の取り壊しを決める、別の公団に移転させられてきた。墓地もまた強制移転の対象となり、生者も死者も狭い国土の有効利用のために強制移転させられていたのである。

東京ドームの約一八倍の面積を持つ墓地ブキット・ブラウン（Bukit Brown）は、中国以外では世界最大の華人墓



写真 ブキット・ブラウン墓地  
(出所) 2011年11月、筆者撮影。

### 3 活発化する市民社会

勢を見て、これまでにない譲歩を引き出せると感じた国民、とくに教育を受けた若い層のなかから、抑圧的な政策に真っ向から反対するような運動が起こり始めた。また、移民への反発をきっかけに、国民の連帯を促すユニーケな運動が起つた。総選挙後の注目すべき動きを述べたい。

——**ブキット・ブラウン墓地保存運動**

総選挙直後、首相は、不動産の急激な値上がりを調整できなかつたとして、国家開発相など三人の大臣を解任し、また外国人の大量受け入れを見直し始めた。さらに、父クアンユートゴーという二人の首相経験者を閣僚から退かせられたなど、一九人の閣僚中七人を交代させた。「刷新」のイメージを国民に持たせるためである。政府のこのような姿

地である。政府は一九七三年前後にすべての墓地を閉鎖、さらに土地収用法によつて多くの墓地を強制収用したが、ブキット・ブラウン墓地は収用から免れていた（Tan 2011: 8-19）。

ひつやりと静まり返つたこの墓地が大きな注目を集めようになつたのは、二〇一一年七月、政府が墓地北西部に道路を建設する、工事は一三年初頭から開始すると発表した直後からである。道路建設によつて一〇万基のうち約五〇〇〇基の墓が政府の公共墓地に移転を余儀されるのだが、政府は、これまで多くの墓地の移転に対してもほとんど反対がなかつたために、計画はスムーズに進むと考えてい

ことである。「華やかな」野党候補者のなかには、ハーバード大学やオックスフォード大学などで学んだ著名な国際弁護士や、元シンガポール国軍大佐のほか、中等教育修了時の成績優秀者に与えられる政府奨学金によつて海外の一流大学で学位を取得し、帰国後の一定期間政府に勤務した元上級公務員もいた（Tan & Lee 2011: 67-90）。たとえば、その一人であるタン・ジー・セイ（Tan Jee Say）はオックスフォード大学卒業後に一年間政府に勤務し、その後五年間はゴー・チョクトン（Goh Chok Tong）第二代首相の第一秘書を務めた。なお、選挙戦期間中にゴー前首相が、「タンは事務次官に昇進するような資質を有していないかった」（ST, 2011.5.1）と元第一秘書を貶める発言をし、有権者は、「野党議員は邪魔なもの」としか見なさないPAPの旧態依然とした態度を再確認した。

たようである。ところが、予想に反して計画は強烈な反対に直面した。それも埋葬されている故人の遺族よりも、一般的の比較的若いシンガポール人が声をあげたのである。移転反対の人々は、墓地にはシンガポールの通りや公園に名を残す有名人が眠っている、さらには、無名ではあってもシンガポールの発展の礎を築いた多くの祖先が眠つていて、墓石に刻まれたその一生はシンガポールの歴史そのものであるから、墓地を管理・保存すべきであると主張した。これにネイチャーソサイエティが加わり、墓地には絶滅危惧種を含む野鳥が生息し、貴重な樹木も数多く生い茂っているので、この生態系を保護しようとした。反対を唱える人々や団体は週末に墓地ツアーを企画して、多くの人に墓地を案内して自分たちの主張への理解を求めるだけでなく、サイトやフェイスブックを活用して賛同者を瞬く間に増やした。これらの団体が共同で開催した二〇一二年一月のシンポジウムには、会場に入りきれない多くの人が、入口近くに長時間立つたままで墓地保存の声をあげ、土地収用法の見直しを政府に求めるなど、熱気溢れるものとなつた。

このような広範な反対運動に直面して、政府は運動のリーダーとの異例の対話を開始し、土地収用法の見直しには言及しなかつたものの、移転を余儀なくされる墓の詳細な記録を取ること、記録や調査のために予算を付けて、顧みるところを国会で明らかにした。それ以降では、「イスラム過激派」と疑われた四三人が逮捕されている。

だが政府は、「国家の安全と治安を守る最後の手段として、治安維持法を破棄するつもりはない」(ST, 2011. 9. 30)と明言した。ただ、シンガポール同様に治安維持法を堅持してきたマレーシアが、二〇一一年九月に廃止を宣言したため、シンガポール国内でも今後は同法の必要性についての議論が高まると思われる。

### 大陸移民への異議申し立て——「カレーの日」

二〇一一年八月二一日、六八万人が参加した「カレーの日」が祝われた(ST, 2012. 8. 23)。シンガポールのカレーはその多民族性を反映して、マレー風、インド風、独自にアレンジした中華風と多様であるが、多民族国家らしい食文化を祝おうと、自宅やレストラン、学校などで多くの国民がカレーを食べた。

そのきっかけは、中国からの新移民一家が、隣のインド系住民一家のカレーのにおいが耐えられないという苦情

問題委員会も立ち上げることを発表した。ただ、数回の対話と委員会の後に、政府は、建設予定の道路の三分の一を陸橋にして一〇〇〇基ほどの墓は保護するが、工事は予定通り開始すると発表した。運動のリーダーは決定に反発しているが、「合法的な」決定を覆すことは困難で、講演会やセミナーの開催、ドキュメンタリーの作成などの運動は現在でも続いている。<sup>\*2</sup>

### 治安維持法への異議申し立て

二〇一二年六月、治安維持法で拘束された経験を持つ元弁護士などが野外集会を開いて、これまで拘束された多くの「危険分子」の容疑の再審査と治安維持法の廃止を、集まつた約一〇〇人の市民に訴えた(ST, 2012. 6. 3)。治安維持法見直しを求める市民集会の開催は、初めてのことである。この元弁護士は、八七年の「マルクス主義的国家転覆計画」にかかわったとして拘束された活動家の一人で、釈放までの約二年間の体験をまとめた本(Teo, 2010)をマレーシアで出版し、また二〇一年総選挙でも野党集会で演説するなどして話題になっていた。

治安維持法は植民地時代にイギリスが「反英分子」を取り締まるために特別警察に与えた特権を起源としている。PAP政府は独立後もこの法を廃止せず、一九六六年に逮捕された「共産主義者」の一人は二四年間にもわたって拘束された。

を、公團管理事務所に持ち込み、事務所は、「新移民の華人一家が不在のときにだけ、インド系一家はカレーを作る」という仲裁をした。これが小さく新聞に報じられると、外国人の大量流入への反発が高まつて、一九六六年にネットを通して瞬く間に広まり、外国人とくに中国大陸からの新移民はシンガポールの文化を尊重しないという不満を高めた。不満を持った一部の有志が「カレーの日」を提案、この日のカレーは国民の連帯の象徴となつたのである。

中国からの移民への反発は、その後も相次いだ事件によつてますます高まつた。二〇一二年二月、シンガポール国立大学で学ぶ中国人留学生が、不快な思いをさせられた中年シンガポール男性を「犬」と自身のブログで侮辱したことが広まり、ネット上に中国からの移民に対する不満や抗議が大量に書き込まれた。大学は留学生の奨学金を停止し、さらに罰金と社会奉仕を命じた(聯合早報)二〇一二年三月二七日)。翌五月には、深夜に泥酔した若い中国人実業家が運転する高級車が信号待ちのタクシーに衝突、実業家およびタクシーの運転手とその乗客が死亡した(ST, 2012. 5. 13)。衝突の様子は近くの別のタクシーのカメラに偶然映つていて、その映像がネット上で公開され、アクセスが殺到した。これによつてますますシンガポールの習慣や法律を尊重しない大陸からの移民という不満が広がつたのである。

国民の七五%が華人で、祖先は大陸中国からの移民だったにもかかわらず、このように大陸からの新移民に対する不満が強いのは、数が多いことに加えて、英語教育を受けて育った若い層にとって、中国はすでに外国であるにもかかわらず、移民のなかにはシンガポールを「小さな親戚国」のように見るだけではなく、シンガポール華人が華語をうまく話せないと嘲笑する者もいるからと言われている。外国人の急増が国民の連帯を促すという予期せぬ副産物をもたらしただけでなく、この運動をきっかけにシンガポール人を定義しようと大きな議論がわき上がっている。

## おわりに

ジェンダーの主流化を掲げたAWARE、外国人労働者の法的保護を求めたTWC2の活動に、政府は「協力」し、政策を変更させた。それは二つのNGOの活動が政府にとってもメリットがあったからである。しかし、土地収用法や治安維持法見直しは、統治の根幹にかかるだけに、政府が譲歩することは難しいだろう。

また、政策研究所の調査が示してくるように、シンガポール人の多くは、まだ保守的で大きな変革を求めていない。総選挙で国民党が選択した野党は、労働者党といつて「穏健」な野党であった。労働者党委員長は、「いや与党と正面からぶつかればよい野党になると考へている人もいる。でも、それは正しい方向ではない。もし与党の決定に合理性と必要性があれば、それがどんなに不人気な政策でも私たちは反対しない」と、PAPとも政策によっては協力する柔軟な姿勢をみせ、一九九〇年代から着実に支持基盤を広げてきた。多くの国民党は、このように政策重視で現実的な労働者党なら、PAPのこれまでの政策を大きく変えることはないと考へて、支持していくと言えよう。

それでも、抑圧的な政策に真に向から反対を掲げる人々の登場、さらに大量の外国人移民の流入が熾烈な職争いや不動産の高騰といった諸問題をもたらした一方で、「カレーの日」という国民の連帯を求める「下からの」運動を生み出したことは、着実に市民社会が広がっていることを示唆している。

### ◎注

\*1 AWARE会長(1999～2011年度)会長Dana Lam-Teo、同副会長Tisa Ng／の筆者インタビュー(2011年1月19日)。

\*2 保存を訴えるサイトは、<http://bukitbrown.com/main/>。\*3 労働者委員長Sylvia Lim／の筆者インタビュー(2008年12月11日)。

### ●参考文献

- 田村慶子(1999)「シンガポールの『ムルクラス創出と政治意識』服部民生・船津鶴代・島居高『トシア中間層の生成と特質』アジア経済研究所、105—111頁。
- 田村慶子(1999)「シンガポールにおけるジェンダーの主流化とNGO－メリトクラシーの厚い壁」田村慶子・織田由紀子編『東南アジアのNGOとジェンダー』明石書店、117—148頁。
- 田村慶子(1999)「東南アジアの国際移住労働とシニアターキー」高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究－越境』慶應義塾大学出版会、143—168頁。
- 田村慶子(1999)「民主化に向かうシンガポール－1991年総選挙と活発化する市民社会」『国際問題』45(5)、451—466頁。
- Gee, John & Elaine Ho (eds.) (2006) Dignity Overdue. Singapore: Select Publishing.
- Singam, Constance (2013) Where I Was: A Memoir from the Margins, Singapore: Select Publishing.
- Tan, Kenneth Paul (ed.) 2007 Renaissance Singapore?: Economy, Culture and Politics, Singapore: National University of Singapore Press.
- Tan, Kevin Y. L. & Terence Lee (ed.) (2011) Voting in Change: Politics of Singapore's General Election, Singapore: Ethos Books.
- Tan, Tarn How et al. (2011) Survey on Political Traits and Media Use, Singapore: Institute of Policy Studies.

●著者紹介●

- ①氏名……田村慶子(たむら・けいこ)。
- ②所属・職名……北九州市立大学大学院社会システム研究科・教授。
- ③出身地……福井県。
- ④専門分野・地域……国際関係論、東南アジア地域研究(特にマレーシア、シンガポールの政治と社会)、ジェンダー研究。
- ⑤学歴……津田塾大学大学院国際関係学部国際関係学科(国際関係学)、津田塾大学大学院国際関係学研究科博士前期課程(国際政治学)、学(国際政治学)、九州大学大学院法学研究科博士後期課程(国際政治学)、博士(法学)。
- ⑥職歴……九州大学法学部助手(二年間)、下関市立大学経済学部専任講師・助教授(五年間)。
- ⑦現地滞在経験……シンガポール(八ヶ月間、留学生)、マレーシア(五ヶ月間、留学生)、シンガポール(九ヶ月間、客員研究員)。一九九〇年代以降は、主に東南アジア諸国で毎年一週間から三週間の現地調査を行う。
- ⑧研究手法……文献資料調査、フィールド調査に基づく実証研究。
- ⑨所属学会……アジア政経学会、日本国際政治学会、東南アジア学会、Association of Borderlands Studies、日本マレーシア学会。
- ⑩研究上の画期……シンガポール留学時代の友人たちとの議論(そして友情)と、東南アジアのあちこちを歩き回って得た「現地感覚」が、現在でも私の研究の原動力になつていて。
- ⑪推薦図書……Constance Singam, Where I was: A Memoir from the Margins, Singapore: Select Books, 2013. ケチャ(インド)出身で、一九七〇年代から現在までジャーナリスト、市民運動活動家、フェミニストとして活動を続けるシンガポール人女性コンスタンス・シンガムの自叙伝。